

新潟市道路愛称選考委員会設置要綱

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は，新潟市道路愛称事業を実施するため設置する新潟市道路愛称選考委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項について審議をし，その結果を市長に報告する。

対象路線の選定

愛称の選考

（組 織）

第 3 条 委員会は，15 人以内で組織する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。

2 委員長は，会務を総理する。

（会 議）

第 5 条 委員会の会議は，委員長が招集する。

（任 期）

第 6 条 委員の任期は，2 年とする。

2 必要があると認められるときは，前項に定める任期を延長できるものとする。

（庶 務）

第 7 条 委員会の庶務は，都市整備局土木部土木総務課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に別に定める。

附 則

この要綱は，平成 3 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。